

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛知支部 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）の支部で、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛知支部（以下「愛知労保連」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 この会則は、全国労保連の定款、定款施行細則、会費規程及び支部規程（以下「定款等」という。）において、支部で定めるとした事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(事 業)

第4条 愛知労保連は、愛知県内において、定款に定める次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 労働保険事務組合の運営に係る指導・育成、労働保険事務組合の労働保険事務に係る資質の向上、改善等に関すること
- (2) 労働保険制度の普及及び広報に関すること
- (3) 労働保険事務委託事業場に対する特定保険業の認可を受けた労働災害補償に関する保険制度の運営、普及その他労働福祉の増進に資する事業を行うこと
- (4) 労働保険に関する調査研究、研修会等に関すること
- (5) その他定款に定める目的を達成するために必要な事業

第2章 地区協議会

(地区協議会及びブロック協議会)

第5条 本会は、会員相互の連絡調整を図るため、必要に応じ公共職業安定所（若しくは労働基準監督署）管轄区域ごとに又は数公共職業安定所（若しくは数労働基準監督署）管轄区域単位に協議会を置くことができる。

- 2 各地区協議会を統括するブロック協議会を置くことができる。
- 3 それぞれの協議会に関する事項は別に定める。

第3章 会 員

(支部会員資格)

第6条 愛知労保連の会員資格は愛知県内に主たる事務所を有する定款等に定める

正会員をもって、愛知労保連の会員（以下「支部会員」という。）とする。

（入会手続等）

第7条 支部会員の入退会、除名等資格の取得及び喪失については、定款等に定めるところによる。

（支部会費）

第8条 支部会員は、支部総代会において別に定めた支部会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は全国労保連定款第10条の各号の一に該当したときは、本会を退会する。

（使用料又は手数料）

第10条 愛知労保連は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は細則で定める額又は率を限度として支部理事会で定める。

（会費等の不返還）

第11条 本会を退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

（届出）

第12条 会員は次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を本会に届出しなければならない。

- (1) 事務組合の名称、所在地(電話・FAX番号及び電子メールアドレスを含む。)、代表者等に変更があったとき
- (2) 事務組合の業務を廃止したとき

第4章 代議員選挙及び理事候補者の推薦

（代議員選挙）

第13条 愛知労保連は、定款等に定める代議員選挙を実施する。

（理事候補者の推薦）

第14条 愛知労保連は、定款等に定める理事候補者を推薦する。

第5章 支部役員

（支部役員）

第15条 愛知労保連において次の支部役員を置く。

- (1) 支部会長 1人
- (2) 支部副会長 3人以内

- (3) 支部常任理事 8人以内
- (4) 支部理事 28人以内（支部会長、支部副会長及び支部常任理事を含む。）
- (5) 支部監事 3人以内

(支部役員の選任)

第16条 支部理事及び支部監事の選出については、別に定める支部役員選出基準により、支部総代会において支部会員の中から選任するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期途中において退任した支部役員の補充については、出身団体の推薦により支部理事会で選任できるものとする。
- 3 支部会長の選任については、定款等の定めるところによる。
- 4 支部副会長は支部会長が支部理事の中から指名する。
常任理事については理事会において支部理事のうちから互選する。
- 5 支部理事及び支部監事は相互に兼ねることができない。

(支部役員の職務)

第17条 支部会長は、愛知労保連を代表し会務を総理する。

- 2 支部副会長は支部会長を補佐し、支部会長に事故があるときは又は支部会長が欠けたときは、あらかじめ支部会長が定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 支部常任理事は、支部会長、支部副会長を補佐し、支部理事会で定められたところに従って愛知労保連の業務を処理する。
- 4 支部理事は支部理事会を組織して愛知労保連の業務の執行を決定する。
- 5 支部監事は、民法第59条に準拠して次に掲げる業務を行う。
 - (1) 愛知労保連の会計を監査すること
 - (2) 支部理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 愛知労保連の会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを支部理事会及び支部総代会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、支部総代会又は支部理事会の招集を請求し、若しくは招集すること

(支部役員の任期)

第18条 支部会長の任期については、定款の定めるところによる。支部役員（支部会長を除く。以下同じ。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の支部役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された支部役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 支部役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(支部役員の解任)

第 19 条 支部役員が次の各号の一に該当するときは、支部総代会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その支部役員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他支部役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(支部名誉会長、支部顧問、支部相談役及び支部参与)

第 20 条 愛知労保連に支部名誉会長、支部顧問、支部相談役及び支部参与を置くことができる。

(報酬又は費用の弁償)

第 21 条 支部名誉会長、支部顧問、支部相談役、支部参与及び支部役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこのかぎりでない。

第 6 章 支 部 総 代 会

(支部総代会)

第 22 条 愛知労保連に支部総代会を置く。

(種別)

第 23 条 愛知労保連の支部総代会は、支部通常総代会及び支部臨時総代会とする。

(構成)

第 24 条 支部総代会は支部代議員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 支部総代会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決し又は承認する。

- (1) 事業計画及び收支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び收支決算に関する事項
- (3) 支部役員の選任・解任に関する事項
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 解散及び清算に関する事項
- (6) その他支部理事会で必要と認める事項
- (7) その他本会の運営に関し重要な事項

2 支部総代会の運営に関し、各種委員会を置くことができる。

(開催)

第 26 条 支部通常総代会は毎年 1 回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 支部臨時総代会は、次の場合に開催する。

(1) 支部会長又は支部理事会が必要と認めたとき

(2) 会員総数の5分の1以上から招集を必要とする理由及び議案を付して招集の請求があつたとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定により、支部監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第27条 支部総代会は支部会長が招集する。

2 支部会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定により請求があつたときは、速やかに支部臨時総代会を招集しなければならない。

3 支部総代会を招集するには、支部代議員に対し10日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。なお、希望する支部代議員に対しては、招集を電磁的方法により行うことができる。

(支部代議員)

第28条 支部代議員は、支部会員を代表して議決権を行使する。

2 支部代議員は、支部理事を相互に兼ねることができない。

(支部代議員の選出)

第29条 支部代議員の選出については、別に定める支部代議員選出基準による

(支部代議員の任期)

第30条 支部代議員の任期は2年とする。

2 第18条第2項(支部役員の任期)の規定は、支部代議員の任期に準用する。

(議長)

第31条 支部総代会の議長は、その支部総代会において、出席した支部代議員の中から選任する。

(定足数)

第32条 支部総代会は、支部代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決の方法)

第33条 支部総代会における議決権は、支部総代会の構成員1名につき1個とする。

2 支部総代会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席支部代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面評決等)

第34条 やむを得ない理由により、支部総代会に出席できない支部代議員は書面をもって、評決権の行使を他の構成員に委任することができる。

2 前項の場合においては、第32条(定足数)及び第33条(議決の方法)の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 35 条 支部総代会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 支部代議員の現在数
- (3) 出席した支部代議員の数（書面表決者及び評決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した支部代議員の中から、当該会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 7 章 正副会長会議

(正副会長会議)

第 36 条 支部に正副会長会議を置く。

- 2 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。
- 3 正副会長会議は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 業務執行に関する計画を策定すること。
 - (2) 業務執行の決定に関する案を作成し理事会に提出すること。
 - (3) 業務執行に関する報告について理事会に参考意見を提出すること。
- 4 正副会長会議の議事の運営の細則は、理事会において決定する

第 8 章 支 部 理 事 会

(構成)

第 37 条 支部理事会は、支部理事を持って構成する。

(権能)

第 38 条 支部理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を審議決定し又は執行する。

- (1) 支部総代会に付議すべき事項
- (2) 支部総代会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他支部総代会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事項

(開催)

第 39 条 支部理事会は、支部会長が必要と認めた場合に隨時開催する。

(招集)

第 40 条 支部理事会は支部会長が招集する。

(議長)

第 41 条 支部理事会の議長は、支部会長がこれに当たる。

(定足数及び議決の方法等)

第 42 条 支部理事会には、第 32 条から第 35 条までの規定（定足数、議決の方法、書面表決等、議事録）を準用する。この場合において、これらの規定中「支部総代会」とあるのは「支部理事会」と「支部代議員」とあるのは「支部理事」と読み替えるものとする。

第 9 章 支部常任理事会

(支部常任理事会)

第 43 条 支部常任理事会は、支部会長、支部副会長及び支部常任理事をもって構成する。

- 2 支部常任理事会は、支部会長が必要と認めたとき随時開催する。
- 3 支部常任理事会の議長は、支部会長がこれに当たる。
- 4 支部常任理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。
 - (1) 支部理事会より付託を受けた事項及び緊急に処理すべき事項
 - (2) 前号のほか支部会長が必要と認めた事項
- 5 支部常任理事会において議決された事項については、次の支部理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 支部常任理事会には、第 39 条から第 42 条までの規定（開催、招集、議長、定足数及び議決の方法等）を準用する。この場合において、これらの規定中「支部理事会」及び「支部理事」とあるのは、「支部常任理事会」及び「支部常任理事会の構成員」と読み替えるものとする。

第 10 章 部会及び委員会

(部会及び支部委員会)

第 44 条 愛知労保連は、第 4 条に定める事業を推進するため支部会長が必要と認めた場合、支部理事会の承認を得て部会及び委員会を設置することができる。

- 2 部会員及び委員は支部理事、支部代議員及び学識経験者の中から支部会長が委嘱する。
- 3 部会は別に定める部会規約に基づき組織し運営する。
- 4 専門委員会は別に定める専門委員会規約に基づき組織し運営する。

第 11 章 会 計

(事業年度及び会計年度)

第 45 条 愛知労保連の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(会 計)

第 46 条 愛知労保連の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

2 愛知労保連の経費は、会費、手数料、その他の収入をもってあてる。

(予算及び決算)

第 47 条 支部会長は、愛知労保連の事業計画及び収支予算案を作成し、支部総代会の議決を得なければならない。

2 支部会長は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、愛知労保連の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表等財務諸表を作成し、支部監事の監査を受けた後、支部理事会の議を経て支部総代会の承認を得なければならない。

3 前 2 項の支部総代会の承認を得た後、これを全国労保連へ報告するものとする。

(監査報告)

第 48 条 支部監事は、前条の監査結果及び業務監査の結果を支部総代会に報告しなければならない。

(予算決定前の収入・支出)

第 49 条 新年度の予算が決定するまでの収入支出は、前年度の予算に従う。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第 50 条 每事業年度の決算剰余金が生じたときは、支部総代会の決議により、翌年度に繰り越し、又は積立金として積み立てるものとする。

(特別会計)

第 51 条 受託事業を行うため、またはその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計の管理)

第 52 条 会計の管理方法については、全国労保連の定めるところによる。

第 12 章 事 務 局

(事務局)

第 53 条 本会の事務を処理するため定款等に定めるところにより、支部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。

3 支部事務局長及び支部職員の任免は、支部会長がこれを行う。

4 支部事務局長は、支部会長の命を受けて愛知労保連の事務を掌理し、支部事務局の支部職員を指揮監督する。

5 支部事務局に関する必要な事項は、支部会長が定める。

第 13 章 会則の変更

(会則の変更)

第 54 条 この会則を改正し又は廃止しようとする場合は、第 33 条（議決の方法）にかかわらず、支部総代会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 この会則の変更は、全国労保連会長に報告するものとする。

第 14 章 雜 則

(委任)

第 55 条 この会則の施行について必要な事項は、支部会長が支部理事会の承認を得て別に定める。

附 則

(実施の時期)

1 この会則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

2 平成 16 年度の役員の任期は第 18 条の規定にかかわらず、次年度の通常総代会の終結時までの期間とする。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正（第 43 条）は、平成 18 年 6 月 2 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正（第 6 条、第 8 条）は、平成 20 年 6 月 6 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正（第 35 条・第 41 条・第 46 条）は、平成 22 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正（第 16 条）は、平成 24 年 6 月 8 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の全面改正は、平成 25 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正は、平成 29 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則の一部改正は、平成 30 年 5 月 30 日から実施する。

別表

(会 費)

- 1 会則第8条に定める会費の額及び納入期日は、次のとおりとする。
 - 2 正会員の会費は、均等割会費と規模別会費委託事業割の合計額とする。
 - (1) 均等割額は、年額 20,000 円（本部 6,000 円・本会 14,000 円）とする。
 - (2) 規模別会費（委託事業場数別）は、下記のとおりとする。

委託事業場数	規模別会費（年額）	委託事業場数	規模別会費（年額）
～25	3, 400	601～700	33, 000
26～50	8, 000	701～800	34, 000
51～100	11, 400	801～900	35, 000
101～200	18, 400	901～1000	36, 000
201～300	19, 400	1001～2000	63, 000
301～400	20, 400	2001～3000	68, 000
401～500	21, 400	3001～5000	73, 000
501～600	32, 000	5001～	78, 000

- (3) 委託事業場数は、前年度の労働保険年度更新時における概算事業場数とする。ただし、新規加入者の委託事業場数は、入会申込書に記載されている委託事業場数とする。
- (4) 新規加入者で、加入時期が事業年度開始後 1 ヶ月を経過したときは、入会申込月の属する月からの月割とする。
- 3 会費は、毎年 6 月末日までに納入するものとする。ただし、6 月以降の新規加入者は、入会申込後 1 ヶ月以内に納入するものとする。

附 則

(実施の時期)

- 1 この会則（会費）の全面改正は、平成 21 年 6 月 5 日から実施する。
- 2 この会則（会費）の一部改正は令和元年 5 月 23 日から実施する。